

群馬大学重粒子線医学推進機構規則

平成21. 6. 24 制 定
改正 平成23. 4. 1 平成26. 4. 1
平成31. 4. 1 令和 3. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第7条の2第2項の規定に基づき、群馬大学重粒子線医学推進機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 機構は、群馬大学における重粒子線医学に係る研究、教育、医療技術等の進展に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 機構に、重粒子線医学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

2 前条の目的を達成するために、必要に応じて機構に協力部門を置くことができる。

3 第1項、第2項に関し必要な事項は、別に定める。

(業 務)

第4条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 重粒子線医学の研究及び教育に関すること。
- (2) 重粒子線に係る医療技術の提供等に関すること。
- (3) センター等の運営に関すること。
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事項

(機構長等)

第5条 機構長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理する。

3 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第6条 機構の円滑な運営を図るため、群馬大学重粒子線医学推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第7条 機構の事務は、昭和地区事務部経営企画課が処理する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成21年6月24日から施行する。

2 この規則施行後最初に委嘱される機構長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず

ず，平成23年3月31日までとする。

附 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和 3年4月1日から施行する。